

「山本裁判で証人尋問」

山本修さんをJRに帰任させよう！

12月3日東京地裁606号法廷において山本修さんの強制出向取消を求める第6回口頭弁論が開催され、証人審問がおこなわれました。

10時30分から澤邊義雄（会社側証人）の主審問が開始。会社側の審問は、陳述書で書かれていることを、そのまま展開するだけで終わりました。つづいて渡辺弁護士による反対審問がおこなわれ、弁護士「JR東海には出向延長を命じることができる規定はありませんね」澤邊「ありません」と、「現行の出向規定で出向延長ができる」とする会社側の矛盾点をすどく追及しました。

さらに澤邊自身がSMTでの山本さんの仕事を見たこともないのに「SMTでの仕事が適任だ」と判断していたことなど、人事課のずさんさが明らかにされました。

68名の仲間がかけつける！

午後からは本橋浩司さんへの主尋問と反対審問がおこなわれ「基本協約や出向協定の『出向』規定には『出向期間の延長』は含まれるか？否か！」のやりとりがありました。

次に木村良夫さんの審問がおこなわれ。「車両所の交番検査は山本さんでも十分に勤まる職場であること」を明快に答えました。

最後に山本修さんの審問がおこなわれ、JR東海への復帰を力強く訴えました。

尚、今回の口頭弁論には新幹線地本の各分会やO Bの仲間たち68名が参加してくれました。



* 今後の予定は12月27日に、裁判官と弁護士が協議してから決まります。